

特別養護老人ホーム トマトホーム 指定介護老人福祉施設事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人博遊会が設置する特別養護老人ホームトマトホーム（以下「事業所」という。）において実施する指定介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養職員、介護支援専門員、医師、その他の従業者（以下「従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたって、長期にわたり生活介護等を必要とする要介護状態の利用者に、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、利用者の人格に十分配慮し、心身の状況を踏まえた施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上その他必要なサービスの提供を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム トマトホーム
- (2) 所在地 奈良県奈良市横井町906-12

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（管理者）1名（兼務）

施設長は、従事者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上（短期入所生活介護と兼務）

生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。

- (3) 看護職員 2名以上（短期入所生活介護と兼務）
看護職員は、利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。
- (4) 介護職員 12名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務）
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。
- (6) 栄養職員 1名以上（短期入所生活介護と兼務）
栄養職員は利用者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立作成及び栄養指導を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上（短期入所生活介護と兼務）
介護支援専門員は利用者の課題分析を行うとともに、把握された利用者の心身の状況に基づき、適切な事業が提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。
- (8) 医師 1名以上（短期入所生活介護と兼務）
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

（入所定員）

第5条 本事業所の入所定員は、40名とする。

（ユニットの数4、ユニットごとの入居定員10名）

（指定介護老人福祉施設の内容）

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

ユニット型指定介護福祉施設（ユニット型個室）

（看護職員又は介護職員：利用者数＝3：1）

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その心身の状況を踏まえて、妥当・適切に提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 従事者は、事業の実施にあたって、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明、指導を行う。
- 5 事業の実施にあたり、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限しない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 本施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、提供するサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の1～3割を利用料とする。
- 2 居住費並びに食費の他、利用者が選定する特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、嗜好品代、その他の費用等を別に定める利用料金表により支払いを受ける。
 - 3 前項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。
 - 4 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第8条 本事業所の利用者は、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 利用者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者の承認を得なければならない。
 - (2) 利用者は、次の事項を守らなければならない。
 - ① 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
 - ② 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - ③ 指定された居室を勝手に変更してはならない。
 - ④ 所持金その他の貴重品については、利用者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、保管を依頼することが出来る。

(衛生管理等)

- 第9条 本事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 本事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果を従事者に周知徹底すること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的
に開催すること。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地
域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に
応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

(5) 日頃から従事者の健康管理を徹底し、従事者や来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び従事者に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

(6) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための専任の担当者を選定すること

(秘密の保持)

第10条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 本事業所は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

3 本事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得る。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業の提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 事故発生防止に関する専任の担当者を選定すること。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行う。

4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または非常災害対策等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業の提供に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明する。
- 2 本事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
 - 3 本事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。
 - 4 本事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための指針を整備すること。
 - (2) 虐待防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - (3) 虐待防止に関する専任の担当者を選定すること。
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置（成年後見人制度の利用支援等）

(地域との連携)

- 第16条 地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図る。
- 2 本施設は、常に県市町村との連携に努めるとともに、県市町村の実施する事業に協力するよう努める。
 - 3 非常災害対策についても連携に努める。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、勤務体制を整備する。
- 2 本事業所は事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則

この運営規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。